

「積立定期預金規定」新旧対照表（下線部分が改定箇所）

| 現 行 | 改 定 後 |
|--|---|
| <p>I 共通規定 1. ～15. (省略)</p> <p>II 積立定期預金規定 1. ～3. (省略)</p> <p>4. (利息) (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ①～② (省略)</p> <p>③ 自由金利型定期預金の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。 <u>ただし、計算した中途解約利率が0%を下回る場合は、預入時（書替時）の普通預金利率とします。</u></p> <p>A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 次のa. ～c. のうち最も低い利率 <u>(追加)</u></p> <p>a. 解約日における普通預金の利率 b. 約定利率－約定利率×30% $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ c. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 上記のb.またはc.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 <u>(追加)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>5. ～6. (省略)</p> <p>III (省略)</p> <p>IV 全自動積立定期預金規定 1. ～6. (省略)</p> <p>7. (積立定期預金の利息) (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この預金を後記9. (1)により目標日前に解約する場合および前記I 7. により解約する場合、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の利率により計算し、この預金の積立定期預金とともに支払います。</p> | <p>I (同左) 1. ～15. (同左)</p> <p>II (同左) 1. ～3. (同左)</p> <p>4. (同左) (1)～(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 ①～② (同左)</p> <p>③ (同左) 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。 <u>(削除)</u></p> <p>A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 次のa. ～c. のうち最も低い利率 <u>ただし、cの算式による利率が預入時の普通預金利率を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。</u></p> <p>a. 解約日における普通預金の利率 b. 約定利率－約定利率×30% $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ c. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 上記のb.またはc.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 <u>ただし、cの算式による利率が預入時の普通預金利率を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>5. ～6. (同左)</p> <p>III (同左)</p> <p>IV (同左) 1. ～6. (同左)</p> <p>7. (同左) (1)～(2) (同左)</p> <p>(3) この預金を後記9. (1)により目標日前に解約する場合および前記I 7. により解約する場合、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の利率により計算し、この預金の積立定期預金とともに支払います。</p> |

| 現 行 | 改 定 後 |
|--|---|
| <p>① (省略)</p> <p>② 自由金利型定期預金 満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。<u>(ただし、計算した中途解約利率が0%を下回るときは、預入時の普通預金の利率を下限といたします。)</u> 既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。</p> <p>A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 次のa.～c.のうち最も低い利率 <u>(追加)</u></p> <p>a. 解約日における普通預金の利率 b. 約定利率－約定利率×30% (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) c. 約定利率－$\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 上記のb. またはc. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 <u>(追加)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>8. (まとめ定期の利息) (1)～(3) (省略)</p> <p>(4) この預金を後記9.(1)により満期日前に解約する場合および前記I7.により解約する場合、その利息(以下、「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金のまとめ定期とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 自由金利型定期預金 満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。<u>(ただし、計算した中途解約利率が0%を下回るときは、預入時の普通預金の利率を下限といたします。)</u> 既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。</p> <p>A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 次のa.～c.のうち最も低い利率 <u>(追加)</u></p> | <p>① (同左)</p> <p>② (同左) 満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。</p> <p>既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。</p> <p>A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 次のa.～c.のうち最も低い利率 <u>ただし、cの算式による利率が預入時の普通預金利率を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。</u></p> <p>a. 解約日における普通預金の利率 b. 約定利率－約定利率×30% (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) c. 約定利率－$\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 上記のb. またはc. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 <u>ただし、cの算式による利率が預入時の普通預金利率を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>8. (同左) (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) この預金を後記9.(1)により満期日前に解約する場合および前記I7.により解約する場合、その利息(以下、「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金のまとめ定期とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左) 満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。</p> <p>既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。</p> <p>A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 次のa.～c.のうち最も低い利率 <u>ただし、cの算式による利率が預入時の普通預金利率を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。</u></p> |

| 現 行 | 改 定 後 |
|--|---|
| <p>a. 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 約定利率－約定利率×30%</p> <p style="padding-left: 40px;">(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</p> <p>c. 約定利率－$\frac{\text{基準利率－約定利率} \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 上記のb. またはc. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 <u>(追加)</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(以下省略)</p> | <p>a. 解約日における普通預金の利率</p> <p>b. 約定利率－約定利率×30%</p> <p style="padding-left: 40px;">(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</p> <p>c. 約定利率－$\frac{\text{基準利率－約定利率} \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 上記のb. またはc. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 <u>ただし、cの算式による利率が預入時の普通預金利率を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>(同左)</p> |